

団 員 各 位

三木市消防団長
中 西 君 一

消防団員応援事業所制度の運用開始に伴う消防団員カードの配布
について (通知)

当市において、平成28年4月1日からみだしの制度を運用開始しましたので、全団員の皆様に消防団員カードを配布いたします。

つきましては、下記のとおり順守事項等を周知徹底していただき、特典やサービスの提供を受ける際には、非常勤消防団員として自覚ある行動に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 消防団員カード カード裏面に団名・番号・氏名を明記しています。

2 順守事項等

- (1) 公益財団法人兵庫県消防協会消防団員応援事業所表示証 (ステッカー) が標示してある事業所で本カードを提示して下さい。カードを提示しない時は、優遇措置は受けられません。
- (2) 会員証を他人に貸与および譲渡することはできません。(他人に貸与、譲渡した時は、カードの返還を求めることがあります。)
- (3) 応援事業所の求めがあれば、本人であることが確認できるもの(運転免許証等)を提示して下さい。
- (4) 紛失・汚損・盗難の場合は、消防本部総務課で再交付の手続きを行って下さい。
※消防団員カード紛失届出書 (様式第2号)
- (5) 消防団を退団した時は、カードを消防本部総務課まで速やかに返納して下さい。
- (6) 提供されるサービスは、応援事業所の善意により提供されるものであり、サービス内容及び対象者が都合により変更・中止される場合があります。ご利用の際には応援事業所の方の指示に従って下さい。

※上記(4)(5)の事由が発生した場合は、速やかに消防本部総務課へ連絡願います。
なお、様式については、三木市ホームページからダウンロード出来ます。